

コスモシステム人権方針

「コスモシステム人権方針」は、人権尊重の取組を全社で推進し、その責務を果たしていく指針として定めたものです。

1. 基本的な考え方

当社は、不動産の鑑定・調査業務を通じて、「良いものをより早く」をモットーとし、潜在する予測可能な未来価値を客観的に表現することで、我が国の社会経済の持続的な発展に寄与することを目指しています。

当社の全ての事業活動は、その根底に人権尊重がなければ成り立たないものであると認識しており、人権尊重に関連した以下の国際的な基準を尊重するとともに、従業員、お取引先関係者及び事業活動に直接関係している方々にも人権に配慮して行動いただけることを期待しています。

- ・「国際人権章典」（1948年世界人権宣言、1966年国際人権規約）
- ・ILOの「労働における基本的原則および権利に関する宣言」（1998年）
- ・国連グローバル・コンパクトの「10原則」（2000年）
- ・国連「ビジネスと人権に関する指導原則」（2011年）

2. 人権デューデリジェンスの実施

(1) 人権への影響評価

コスモシステムの事業活動に関連した人権への負の影響を特定・分析・評価して、予防・軽減する対策を講じます。

(2) 予防・軽減/是正措置の実施

あらゆる機会を通じて、全役職員に対し、幅広い人権啓発を行います。

事業活動を通じて人権侵害を犯した、あるいは助長したことが明らかになった場合は、その救済や是正を行い、再発防止に努めます。

(3) モニタリング

コスモシステムは、本方針の遵守状況を継続的にモニタリングし、必要に応じて改善していきます。

(4) 情報公開

コスモシステムは本方針を公開し、人権を尊重した企業活動をブラッシュアップしていきます。

3. 救済措置

事業活動において発生した人権侵害を把握するために、実効性のある通報・対応体制を構築します。

制定:2022年11月1日
株式会社コスモシステム
代表取締役 松川 一哉